

京都市告示第306号

旧三井家下鴨別邸の指定管理者である旧三井家下鴨別邸運営コンソーシアム代表団体 公益社団法人京都市観光協会から、京都市無鄰菴等条例第4条ただし書の規定に基づき、旧三井家下鴨別邸の臨時開館及び臨時閉館について次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和5年9月8日

京都市長 門川 大作

1 臨時に開館する日

令和6年1月3日（水）午前9時～午後5時

2 臨時に閉館する日

令和6年1月4日（木）午前9時～午後5時

3 開館及び閉館の理由

令和6年1月3日（水）が三が日であるという機会をとらえ、できるだけ多くの人に施設を見学してもらうため、臨時開館とする。

また、臨時開館に係る代休日として、令和6年1月4日（木）を臨時閉館とする。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)